

2023年2月7日

報道関係者 各位

全国健康保険協会（協会けんぽ）京都支部

協会けんぽ京都支部の令和5年度健康保険料率は、0.14ポイント増の10.09%となります。また、介護保険料率（全国一律）は、0.18ポイント増の1.82%となります。

1. 健康保険料率の改定

協会けんぽ京都支部の令和5年度健康保険料率については、現行の9.95%から10.09%に引き上げとなること、令和5年2月3日付で国に認可されました。

なお、令和5年度の各都道府県支部の保険料率は、最低が9.33%（新潟支部）・最高が10.51%（佐賀支部）、全国平均が10.00%であり、京都支部は全国平均を0.09ポイント上回ることであります。【参考資料1】

2. 健康保険料率の決定方法

令和5年度の健康保険料率は、都道府県支部ごとの令和5年度の医療費（年齢・所得調整後のもの、以下同様）および保険料収入の見込みと、令和3年度の医療費および保険料収入の実績による精算金等から算出しています。また、健診受診率やジェネリック医薬品使用割合等、5つの評価指標により都道府県支部ごとにランク付けをして、上位支部に報奨金を付与する「インセンティブ制度」も影響します。

3. 京都支部の健康保険料率上昇の背景

コロナ禍による受療行動の変化により、令和2年度は全支部で1人あたり医療費が対前年度比で下がりました。京都支部の下げ幅は全国2番目と大きく、令和2年度の医療費実績を基に算出する令和4年度健康保険料率は全国平均を下回る水準でした。

一方で、令和5年度健康保険料率算出の基となる令和3年度医療費は、全支部で1人あたり医療費が対前年度比で増加する中、京都支部の上げ幅は全国で3番目でした。

【参考資料2】

こうした背景があり、京都支部は「インセンティブ制度」による健康保険料率の引き下げがあったものの、令和5年度健康保険料率は0.14ポイント増となりました。

4. 基本保険料率・特定保険料率

健康保険料率10.09%のうち、6.52%分は加入者の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.57%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

5. 料率改定後の健康保険料額

平均的な標準報酬月額（30万円）の場合、労使合計で30,270円（労使折半後の被保険者負担分では15,135円）となり、令和4年度と比べ月額420円（労使折半後は210円）の負担増となります。

6. 介護保険料率

40歳から64歳までの被保険者が負担する介護保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として定めることとされています。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる剰余分も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%（全国一律）に変更されます。

この結果、40歳から64歳までの被保険者の合計の保険料率は、11.91%（現行11.59%）となります。

7. 保険料率の変更時期

新たな保険料率への変更時期は、令和5年4月納付分（一般の被保険者は令和5年3月分、任意継続被保険者は令和5年4月分）からとなります。

8. 保健事業（健康づくり事業）の充実

協会けんぽでは、加入者様の健康を守り続けるため、および将来にわたる医療保険制度の維持や保険料負担抑制のため、健康づくり事業のさらなる充実に取り組みます。

令和5年4月からは、35歳以上の被保険者（お勤めの方）に対して協会けんぽが健診費用の補助を行っている生活習慣病予防健診について、自己負担額の軽減を実施します。一般健診の自己負担額は、令和4年度の最高7,169円から、令和5年度は最高5,282円に軽減されます。その他にも、付加健診対象年齢の拡充や重症化予防対策の充実等、順次取り組みを強化していきます。

■協会けんぽ

協会けんぽとは、主に中小・小規模企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。

加入事業所数および加入者数は、全国で約253万事業所・3,949万人、そのうち京都支部は約5.6万事業所・86万人です。（令和4年10月時点）

各都道府県に支部が設置され、健康保険料率は地域の医療費を反映し、支部ごとで異なります。

【 本件に関するお問い合わせ先 】

全国健康保険協会（協会けんぽ）京都支部

企画総務グループ 担当：徳永・浴畑(サコウ)・北島

〒604-8508

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634 カラスマプラザ21 1階

（電話直通）075-256-8636

（業務時間）月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8：30～午後5：15

令和5年度 都道府県単位保険料率

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.29%	滋賀県	9.73%
青森県	9.79%	京都府	10.09%
岩手県	9.77%	大阪府	10.29%
宮城県	10.05%	兵庫県	10.17%
秋田県	9.86%	奈良県	10.14%
山形県	9.98%	和歌山県	9.94%
福島県	9.53%	鳥取県	9.82%
茨城県	9.73%	島根県	10.26%
栃木県	9.96%	岡山県	10.07%
群馬県	9.76%	広島県	9.92%
埼玉県	9.82%	山口県	9.96%
千葉県	9.87%	徳島県	10.25%
東京都	10.00%	香川県	10.23%
神奈川県	10.02%	愛媛県	10.01%
新潟県	9.33%	高知県	10.10%
富山県	9.57%	福岡県	10.36%
石川県	9.66%	佐賀県	10.51%
福井県	9.91%	長崎県	10.21%
山梨県	9.67%	熊本県	10.32%
長野県	9.49%	大分県	10.20%
岐阜県	9.80%	宮崎県	9.76%
静岡県	9.75%	鹿児島県	10.26%
愛知県	10.01%	沖縄県	9.89%
三重県	9.81%		

2. 適用時期

令和5年3月分（任意継続被保険者にあつては同年4月分）の保険料額から適用

参考資料 2

1人あたり医療費の対前年度比

